

令和7年 第1回

甲斐市農業委員会議事録

令和7年1月30日

- 1 日 時 令和7年1月30日（木） 午後3時00分～
- 2 場 所 甲斐市役所竜王庁舎本館3階 大会議室
- 3 日 程
- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件
報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件
報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出の件
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件
議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積
計画の承認の件
- 4 欠席委員 2番 中島委員 17番 小宮山委員
- 5 議事録署名委員 4番 飯室委員、5番 小田切委員
- 6 職務のために会議に出席した者の職氏名
農業委員会事務局長 小宮山 佳浩
農業委員会事務局庶務係 奎田 友昭
農業委員会事務局庶務係 小宮山 貴之
農業委員会事務局庶務係 河野 憲
- 7 閉 会： 午後3時40分

【事務局長】 それでは、第1回農業委員会総会を始めさせていただきます。
会長よりご挨拶をいただき、議事進行につきましても、よろしくお願ひします。

【議長（会長）】 (会長のあいさつ)
本日の出席委員は「17人」です。定足数に達しておりますので、ただちに会議を開きます。

(日程第1 議事録署名委員の指名)
【議長】 日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。
議事録署名人は、4番飯室委員と5番小田切委員を指名致します。

(日程第2 会期の決定) 【議長】 日程第2「会期の決定」を致します。
本総会の会期は、本日1日と定めたいと思いますがご異議ございませんか。

(異議なしの声)
異議がありませんので、本日1日と決定します。

(日程第3 議事)
(報告第1号)
【議長】 それでは議事に移ります。
「報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件」を上程致します。
事務局に 番号 13 番 から 14 番 の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長
資料1ページをお願いします。
農地法施行令第3条第1項の規定により転用の届出がありました。
甲斐市農業委員会 事務専決規程 第3条により専決処分をしましたので報告します。

番号 13 番 地図公図は1ページ、2ページになります。
篠原●●外1筆、合計面積 1,390 m²を●●の●●さんが共同住宅建築のための転用の届出が出ています。

続きまして

番号 14 番 地図公図は3ページ、4ページになります。
玉川●●、面積 103 m²を●●の●●さんが宅地拡張のための転用の届出が出ています。
説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。
この案件は報告事項でありますので、担当農業委員による現地調査の報告を省略いたします。
質問がある方はいらっしゃいますか。

質問が無いようですので、本案件の報告を終了致します。

(報告第2号)
【議長】 それでは次の議事に移ります。
「報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件」
を上程致します。
事務局に 番号 49 番 から 53 番 の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長
資料2ページをお願いします。
農地法施行令 第10条第1項の規定により農地転用の届出がありました。
甲斐市農業委員会 事務専決規定 第3条により専決処分をしましたので報告します。

番号 49 番 地図公図は5ページ、6ページになります。
富竹新田●●外 2筆、合計面積 1360 m²を●●の●●さんから●●の●●に所有権移転により宅地分譲 12 区画にするための届出が出ています。隣接の宅地・雑種地と一体で開発します

続きまして
番号 50 番 地図公図は 7 ページ、8 ページになります。
竜王新町●●、面積 1.44 m²を●●の●●さんほか共有者 2 名から●●の●●さんに、所有権移転により宅地拡張のための転用の届出が出ています。
この土地はすでに宅地の一部として使用されていましたので経過理由書を添付したうえで追認案件となります。

続きまして

番号 51 番 地図公図は 9 ページ、10 ページになります。

玉川●●、面積 231 m²を●●の●●さんから●●の●●に、所有権移転により資材置場にするための転用の届出が出ています。

続きまして

資料 3 ページをお願いします。

番号 52 番 地図公図は 11 ページ、12 ページになります。

島上条●●、面積 5.37 m²を●●の●●さんから●●の●●さんに、所有権移転により宅地拡張のための転用の届出が出ています。

続きまして

番号 53 番 地図公図は 13 ページ、14 ページになります。

島上条●●、面積 3.24 m²を●●の●●さんから●●の●●さんに、所有権移転により宅地拡張のための転用の届出が出ています。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は報告事項でありますので、担当農業委員による現地調査の報告を省略いたします。

質問がある方はいらっしゃいますか。

質問が無いようですので、本案件の報告を終了致します。

(報告第3号)

【議長】

それでは次の議事に移ります。

「報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出の件」を上程致します。

事務局に 番号1番 の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料 4 ページをお願いします。

農地法第18条は利用権や耕作権等の解約に係る条文になります。

番号 1 番、地図公図は 15 ページ、16 ページになります。

龍地●●ほか 2 筆、合計面積 1526 m²。貸人が●●の●●さん、借り人が●●の●●さんです。解約届出日は令和7年 1 月 10 日です。

令和 3 年 11 月 1 日から 20 年間、利用権の設定をしていましたが、そ

それぞれ合意解約をしたものです。
この案件は、この後の議案第1号の番号1番の案件と同一土地となります
説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。
この案件は報告事項であります。質問がある方はいらっしゃいますか。
質問が無いようですので、本案件の報告を終了致します。

(議案第1号)
【議長】 それでは次の議案に移ります。
「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件」を上程致します。
事務局に 番号1番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長
資料5ページをお願いします。
番号1番、地図公図は15ページ、16ページになります。
龍地●●外2筆、合計面積1,526m²を●●の●●さんから●●の●●さんに有償移転により経営地拡大のための許可申請が提出されました。
申請地でぶどうの栽培を予定しています。所有機械についてはトラクター、乗用モア、スピードスプレイヤーです。
貸借で耕作していた農地を取得する形となります。
モニターの写真は●●番地の北西側からと、●●番地の北東側から撮影したものです。
説明は以上です

【議長】 事務局の説明は以上です。
次に現地調査の報告を ●番●●委員 お願いします。

【●番 ●●委員】 はい●番●●です。
1月22日に会長、事務局と一緒に5人で現地調査を行いました。
●●さんが以前借りていたぶどう畑を、今度自分で買い取り栽培することことなので、特別問題ないと私は思います。ご審議をお願いいたします。

【議長】 次に ●●推進委員 に意見を求めます。

【●●推進委員】 はい、●●です。

後日確認に行ったところ非常に綺麗にされており、別段問題ないと思います。よろしくご審議お願いいたします。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問が無いようでございます。

番号1番 を許可とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議が無いようですので、本案件を許可とすることに決定致します。

【議長】 続きまして事務局に 番号2番 の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長

番号 2 番、地図公図は 17 ページ、18 ページになります。

篠原●●、面積 46 m²を●●の●●さんから●●の●●さんに有償移転により経営地拡大のための許可申請が提出されました。

隣接地が宅地開発予定のため、事前に所有農地の緩衝地として取得するものです。所有機械については耕運機、動噴等です。

モニターの写真は南側から撮影したものです。

説明は以上です

【議長】 事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を ●番●●委員 お願いします。

【●番 ●●委員】 はい、●番●●です。

過日、担当農業委員、事務局と立ち合いで現地調査を行いました。

モニターに出ている所の右側にシャインマスカットが植えてあり、隣接地がぎりぎりで開発されると通れなくなってしまうため、1 メートル近い幅を購入したということです。本人もまだ元気でシャインマスカットを収穫するようです。特に問題はないと思いますので、ご審議よろしくお願いいたします。

【議長】 次に ●●推進委員 の意見ですが、今日欠席ですので本人より現地調査の結果問題なしとの報告を受けています。

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問が無いようでございます。

番号2番 を許可とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議が無いようですので、本案件を許可とすることに決定致します。

(議案第3号)

【議長】

それでは次の議案に移ります。

「議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件」を上程致します。事務局に番号1番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料6ページをお願いします。

番号1番、地図公図は19ページ、20ページになります。

龍地●●、面積512m²を●●の●●さんほか共有者1名から●●の●●さんに所有権移転により自己用住宅建築のための転用の許可申請が提出されました。

申請地は住宅等が連坦する区域内の第3種農地です。

建築予定面積は122.81m²の平屋建てで、汚水については合併浄化槽で処理し西側の水路に放流、雨水についても西側水路に放流する計画です。

資金証明、事業計画書、土地利用計画図、隣接耕作者の同意書等の添付書類から問題ないと考えられます。

モニターの写真は西側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を ●番●●委員 お願いします。

【●番 ●●委員】

はい、●●です。

1月22日に会長、事務局と私の5人で現地調査を行いました。

現在はぶどう園になっていますが、個人住宅を建てるということで、3種農地でもあり特別問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

【議長】

次に ●●推進委員 に意見を求めます。

【●●推進委員】

はい、●●です。

住宅地のほぼ中央になっていまして、入り口は少し狭い感じはしますが

大丈夫だと思います。よろしくご審議お願ひいたします。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問が無いようでございます。

番号1番 を許可とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議が無いようですので、本案件を許可とすることに決定致します。

【議長】 続きまして事務局に 番号2番 の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長

番号 2 番、地図公図は 21 ページ、22 ページになります。

西八幡●●、面積 1065 m²を●●の●●さんから●●の●●に所有権移転により建売分譲4区画にするための転用の許可申請が提出されました。

申請地は住宅等が連坦する区域内の第 3 種農地です。

1区画の予定面積は 237.40 m²～271.93 m²、建築予定面積は 52.17 m² の2階建ての計画、汚水については合併浄化槽で処理し西側の道路側溝及び南側水路に放流、雨水については地下浸透処理し超過分については西側の道路側溝及び南側水路に放流する計画です。

資金証明、事業計画書、土地利用計画図、隣接耕作者の同意書等の添付書類から問題ないと考えられます。

モニターの写真は南西側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。

次に ●番 ●●委員 の報告ですが、今日欠席しております。本人より現地調査の結果、問題なしとの報告を受けています。

次に ●●推進委員 に意見を求める。

【●●推進委員】 はい、推進委員の●●です。

現地調査は1月22日に関係者にて行っています。

ここは市街化調整区域になっており、3 種農地ということで、周辺は住宅が連担し、アルプス通りにも近く、排水については合併浄化槽、雨水は既存の水路があります。

特に問題はないと思いますので、よろしくご審議お願ひいたします。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問が無いようでございます。

番号2番 を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議が無いようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

(議案第3号)

【議長】 次の議案に移ります。

「議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認の件」を上程致します。

事務局に 利用権設定の 番号1番 から 番号3番 の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長

資料 7 ページをお願いします。農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定です

番号 1 番、地図公図は 23 ページ、24 ページになります。

竜王●●、面積 1018 m²を●●の●●さんが●●の●●さんに畠を5年間、継続して貸し付ける計画が提出されました。

野菜の栽培を予定しています。賃借料は無償です。

続きまして

番号2番、地図公図は 25 ページ、26 ページになります。

竜王●●、面積 1909 m²を●●の●●さんが●●の●●さんに畠を5年間、継続して貸し付ける計画が提出されました。野菜の栽培を予定しています。賃借料は無償です。

続きまして

番号 3 番、地図公図は 27 ページ、28 ページになります。

竜王●●、面積 1717 m²を●●の●●さんが●●の●●さんに畠を5年間、継続して貸し付ける計画が提出されました。野菜の栽培を予定しています。賃借料は無償です。

説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。

この案件は利用権設定でありますので、担当農業委員による現地調査の報告を省略いたします。

質問がある方はいらっしゃいますか。

【議長】 質問が無いようですので、本「農用地利用集積計画」を承認することに決定致します。

以上で、本日の審議はすべて終了致しました。

午後3時40分閉会